

「二条城で楽しむ古典芸能」事業実施に係る仕様書

1 委託事業の概要

「古典の日に関する法律」の制定を契機とし、古典が一層市民に親しまれ、心豊かな暮らしや文化的で活力ある社会の実現に寄与するよう、二条城において、古典芸能の公演やレクチャー等を実施する。

開催場所	開催日	公演数	内容
二条城二の丸御殿 台所	H25.9.22(日)	1	片山九郎右衛門氏(観世流能楽師)の能公演及びレクチャー

2 事業に係る経費

1に定めた事業を開催する経費として、下記のとおり委託料を支払う。

事業委託料上限額 5,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ただし、片山九郎右衛門氏の出演料については、1,500千円とすること。

※レクチャーにおける講演者(冷泉貴実子氏/冷泉家時雨亭文庫事務局長)の出演料についても、別途必要となるものとする。

3 事業実施に係る条件

- (1) 京都市民や観光客にとって古典芸能の魅力が十分感じられ、また、二条城への寄付金や募金の増加に繋がる事業を企画すること。
- (2) 原則として、事業に要する経費(委託料)の増額変更は認めない。委託料及び入場料、協賛金等の事業収入の範囲において行うものとし、不足金が生じた場合は、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本市が支払う2に定めた経費(委託料)のほか、入場料及び協賛金等を充て、事業の企画運営を行うこと。

二条城本格修理のための資金として、より多くの協賛金及び寄付金を獲得するためのプラン、並びに入場料(チケット単価)を提案し、二条城一口城主募金に納めること。(寄付金額については、プロポーザル審査の評価対象とする。)

- (4) 事業の広報物等作成経費については、委託料に含む。また、内容については本市と協力し、製版データ作成までに、原稿(案)を提出し、その承認を受けること。

また、事業掲載に係る広報物は、校正等が短期間に集中することから、必ず本市と連絡調整ができるよう体制を整え、迅速に対応できること。

- (5) 「古典の日」ロゴマーク・キャラクターデザインを広報物等に使用すること。「二条城一口城主募金」ロゴマークは、その内容が一口城主募集の趣旨に沿う場合に使用できる。また、当事業へ協賛をいただいた場合における広報物等への企業名・ロゴマークの記載については本市と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 電気工事及び会場設営等業務については、二条城において過去に同種の事業での実績を有する業者に依頼すること。
- (7) 開催場所での法令（道路占用許可、火災予防条例等）に関する届出については、受託者において行うものとする。
- (8) 二条城や能公演に関する掲載写真の提供に当たって、協力できる場合がある。また、掲載写真や内容について本市が指定する場合があるが、掲載により著作権料や使用料が発生した場合は、その全額を受託者で負担すること。
- (9) 事業に際しアンケートの作成、配布・回収及び集計を行うこと。内容については事前に本市と協議することとする。
- (10) その他、変更等のある場合は、必ず本市と協議し、その指示に従うこと。

4 災害時の対応

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

5 その他

各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、または本仕様書に疑義が生じたときは、本市の決定に従うものとする。